

令和 4 年 第 3 回

市議会定例会資料

その 2

目 次

議案第50号関係 ----- 1

議案第51号関係 ----- 2 3

令和4年第3回市議会定例会議案書

9頁

民生費

020 防犯灯事業費

01 防犯灯事業費

4,395千円

(事業の概要)

本事業は、夜間の犯罪防止と交通安全の確保を図るため、防犯灯を設置し、維持管理を行っています。

浜見平団地自治会及び鶴が台団地自治会との裁判の判決を受けて、平成28年度及び29年度の負担金を支払うとともに、発生する遅延損害金を支払うものです。

(単位：千円)

(単位：円)

節及び細節	予算額	主な内容
19 負担金補助及び交付金	3,481	
01 負担金	3,481	平成28年度浜見平団地自治会負担金 640,674 平成29年度浜見平団地自治会負担金 664,728 平成28年度鶴が台団地自治会負担金 1,068,648 平成29年度鶴が台団地自治会負担金 1,106,688
22 補償補填及び賠償金	914	
02 賠償金	914	平成28年度浜見平団地自治会遅延損害金 184,706 平成29年度浜見平団地自治会遅延損害金 157,737 平成28年度鶴が台団地自治会遅延損害金 308,054 平成29年度鶴が台団地自治会遅延損害金 262,632
合計	4,395	

※遅延損害金の額については、予算要求時点の積算額です

裁判経過等について

平成28年4月の鶴が台団地自治会定期総会において、この防犯灯負担金が電気料金に充てられていない旨の発言を自治会長が行ったことについて安全対策課へ情報提供がありました。

その後、各自治会への事実確認を行うためヒアリングを行った結果、鶴が台団地自治会及び浜見平団地自治会が防犯灯負担金を電気料金に充てられていないことを確認したため、2自治会に対し平成18年度から平成27年度まで支払ってきた負担金の返還を求めるための協議を重ねてきました。

2自治会と解決を目指し協議を重ねてきましたが、双方の主張が平行線を辿り、解決策を見いだせずにおりました。

その中で、2自治会の行為が不法行為と捉えられた場合、知った日から3年で時効を迎えることとなり時効が迫っていたこと。協定を解除して補助金の返還を求めなければ、本市が違法に債権回収を怠っていると評価される恐れがあると考え、平成31年3月28日付で横浜地方裁判所へ訴状を提出しました。

今回、裁判所は本件訴訟の判決文の中で、防犯灯の電気料金が実際には住民らが支払う共益費の中から支払われていることを指摘し、住民による電気料金の支払いが、両自治会による電気料金の支払いと同視できると解することができます、と判断しました。

本市の主張は認められませんでしたが、このような裁判所の判断を前提に考えれば、本市が防犯灯電気料金として両自治会に支払ってきた補助金は、防犯灯電気料の支払に充てられていたとみなすことができます。すると、協定違反の事実はなく、本市として両自治会に補助金の返還を求める必要性もありませんので、控訴する必要ないと判断したものです。

防犯灯維持管理費市負担対象灯数

○浜見平団地自治会（協定書より）

- ・蛍光灯15w3灯内蔵灯機 99灯
- ・蛍光灯20w灯機 1灯
- ・水銀灯100w灯機 5灯
- ・水銀灯100w灯機2灯付 8灯

○鶴が台団地自治会（協定書より）

- ・蛍光灯15w3灯内蔵灯機 178灯
- ・水銀灯100w灯機 20灯
- ・蛍光灯20w灯機 2灯

令和4年4月8日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成31年(ワ)第1280号 防犯灯電気料金返還請求事件

口頭弁論終結日 令和4年2月4日

判 決

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

原 告	茅	ヶ	崎	市
同 代 表 者 市 長	佐	藤		光
同訴訟代理人弁護士	中	村	俊	規
同 指 定 代 理 人	熊	切	純	一
同	山	崎		淳
同	神	足	嘉	穂

神奈川県茅ヶ崎市鶴が台9-10第2集会所

被 告	鶴	が	台	団	地	自	治	会
同 代 表 者 会 長								

神奈川県茅ヶ崎市浜見平10-1

被 告	浜	見	平	団	地	自	治	会
同 代 表 者 会 長								
被告ら訴訟代理人弁護士	野	村	正	勝				
同	川	口	彩	子				
同	藤	田	温	久				
同	岡	村	共	榮				
同	清	水		俊				

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 主位的

- (1) 被告鶴が台団地自治会（以下「被告鶴が台」という。）は、原告に対し、1052万2608円及びうち別表1「支払金額」欄の各金額に対する同表「支払日」欄記載の各日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告浜見平団地自治会（以下「被告浜見平」という。）は、原告に対し、826万2636円及びうち別表2「支払金額」欄の各金額に対する同表「支払日」欄記載の各日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 予備的

- (1) 被告鶴が台は、原告に対し、1052万2608円及びこれに対する令和3年8月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告浜見平は、原告に対し、826万2636円及びこれに対する令和3年8月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告らに対し、主位的に、防犯灯電気料金を負担付きで贈与したが被告らが負担を履行しなかったことから贈与契約を解除したと主張して、民法553条、同545条1項の原状回復請求権に基づき、支払総額（被告鶴が台について1052万2608円、被告浜見平について826万2636円）及び各支払金額に対する支払日（被告鶴が台について別表1記載、被告浜見平について別表2記載）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前の民法」という。）所定の年5分の割合による利息の支払を求め、予備的に、負担付贈与契約が成立していないのであれば不当利得に当たると主張して、不当利得返還請求権に基づき、上記と同額の支払総額及びこれに対する第8準備書面送達日の翌日である令和3年8月4日から支払済みまで改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに末尾に掲げた証拠及び弁論の全趣

旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

ア 原告は、神奈川県内の普通地方公共団体である。

イ 被告鶴が台は、神奈川県茅ヶ崎市鶴が台に所在する独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）が管理する賃貸住宅である鶴が台団地の居住者を主たる構成員とする自治会であり、権利能力を有しない社団である（甲1、2）。

ウ 被告浜見平は、神奈川県茅ヶ崎市浜見平に所在するURが管理する賃貸住

宅である浜見平団地の居住者を主たる構成員とする自治会であり、権利能力

を有しない社団である（甲3、4）。

(2) 茅ヶ崎市における防犯灯の設置、管理

ア 原告は、日本住宅公団（以下単に「公団」という。）による浜見平団地の入居が開始される昭和39年以前（鶴が台団地の入居開始は昭和43年）から、茅ヶ崎市内各地域に防犯灯を設置して、その維持管理を各地区の町内会自治会に任せ、補助金を町内会自治会に交付していた。

イ 一方、公団の開発地区内の防犯灯設置は公団が行い、その維持管理も所有者である公団が行っていた。

(3) 鶴が台団地及び浜見平団地の防犯灯の電気料金・修繕費などの支払

ア 鶴が台団地及び浜見平団地内の防犯灯の電気料金・修繕費などは、公団住宅を賃借している住民が、毎月支払う賃料の外に公団に対して共益費を支払い、公団がこの共益費から電気料金・修繕費を支払っていた（乙2、3）。

イ 以上のとおり、防犯灯の電気料金・修繕費は実質的に団地内の住民が負担していた。

(4) 従前の原告の被告らに対する補助金交付の実情

ア 原告は、従前から（原告は始期不明と主張している。）、被告らに対して、防犯灯に関して補助金を交付していた。

- イ 原告は、各年度の半期ごとに、被告らに対して請求書の提出を求めていた。
- ウ 原告が被告らに対し補助金として交付していた金額は、一定の期間において支払済みの電気料金相当額ではなく、一定の算出基準に基づいた金額であった。
- エ 原告の被告らに対する補助金の交付方法は、URが公団から賃貸管理業務を承継した後も変わることはなかった。
- オ 原告の各地域の町内会及び団地自治会に対する補助金交付は、平成7年度まで継続していた。
- カ 被告らは、原告から交付された補助金を、自治会の一般会計に算入し、自治会活動の資金として支出してきた（なお、原告はこれを知ったのは平成2年であると主張している。）。

(5) 平成8年の原告の補助金事業の見直し

ア 原告の防犯事業としての電気料金・修繕費の市内自治会に対する補助金交付は、平成7年には100余りの自治会から年7回（電気料2回、修繕費5回）の補助金交付申請がされる状態になった。このため、原告は、地方公共団体に課せられた防犯事業、特に防犯灯の公共性に鑑みて、平成8年から次のとおり見直しを実施した。

① 原告における防犯灯の設置は地域自治会の要望に基づき原告が設置し、その管理を自治会に任せていたが、今後は設置後の維持管理についても原告が直接維持管理して防犯灯は原告の所有物とし、電気料金は電力会社に、修繕費は工事をした電気店に原告が直接支払うこととする。そのため、補助金の交付は行わない。

② ただし、現在マンション及び団地が防犯灯を所有するもので原告への移管が不都合なものについては従前からの補助金交付制度で対応する。

イ 被告らへの防犯灯電気料補助金交付は、前記ア②に該当しており、従前どおりとして継続することになった。（乙4）

ウ 被告らは、原告に対し、UR（ただし、業務受託者である株式会社URコミュニティである場合を含む。以下同じ。）が被告宛てに発行した防犯灯電気料支払済証明書を提出していた。

(6) 平成17年からの原告の補助金の見直し

ア 原告は、平成17年9月、原告が団体や市民に対して支出する補助金が年間約200種類、金額20億円を超えていたことを踏まえ、補助金交付の全般的な見直しを開始した（乙5）。

イ 見直しの中で、自治会管理の防犯灯電気料金及び修繕費についても検討された。

10 検討の結果、市内に設置されている防犯灯の電気料金と修繕費について補助金問題は発生しないとされた。

15 原告に所有権が移管されない公団住宅内に設置されている防犯灯電気料についての補助金交付は、見直しに該当しないとされたが、補助金交付が平成8年から中止された他の町内会自治会とのバランスを考慮して、交付する金員を「補助金ではなく本来市が負担すべきものとして負担金として整理し、この場合、支出する根拠として覚書、協定書を整備する必要がある」とされた。（乙5）

20 ウ これまで原告が被告らに対して防犯灯電気料として交付してきた補助金については、従前、原告と被告との間で取り交わした文書がなかったことから、改めて両当事者間で合意文書が作成されることとなった。

(7) 平成18年の協定の成立

ア 原告は、平成18年4月1日、被告鶴が台との間で、夜間における犯罪の防止及び交通の安全に資するため、大要以下の約定を内容とする防犯灯維持管理に係る協定（以下「本件協定1」という。）を締結した（甲5）。

25 ① 原告は、本件協定1において定める被告鶴が台が維持管理する防犯灯の電気料金につき、茅ヶ崎市防犯灯維持管理費算定基準に基づき、被告鶴が

台に支払う。

② 有効期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

ただし、期間満了の場合、原告又は被告鶴が台のいずれかが解除の意思表示をしない限り、同一条件で更新する。

イ 原告は、平成18年4月1日、被告浜見平との間で、夜間における犯罪の防止及び交通の安全に資するため、大要以下の約定を内容とする防犯灯維持管理に係る協定（以下「本件協定2」という。）を締結した（甲9）。

① 原告は、本件協定2において定める被告浜見平が維持管理する防犯灯の電気料金につき、茅ヶ崎市防犯灯維持管理費算定基準に基づき、被告浜見平に支払う。

② 有効期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

ただし、期間満了の場合、原告又は被告浜見平のいずれかが解除の意思表示をしない限り、同一条件で更新する。

(8) 平成18年協定後の負担金交付の手続

ア 原告は、平成18年度から毎年度半期ごとに、被告らに「平成〇〇年度防犯灯維持管理負担金の請求について」（通知）と題する文書を交付した。同文書には、「平成〇〇年度の防犯灯維持管理負担金（電気料）について、別紙記入例によりご記入のうえ、ご提出いただきますようお願いします。対象防犯灯数については、協定書のとおりです。」と記載されていた。また、提出書類として、①請求書（電気料）（別紙2）、②〇月分電気料領収書の写し、③変更届（自治会長が変更となっている場合のみ）、④平成〇〇年度防犯灯維持管理電気料報告書、が要求されていた。（乙8）

イ 被告らは、防犯灯を維持管理しているUR作成による「団地に係る防犯灯電気料の支払いについて（証明）」と題する文書（乙9）を添付して原告に対し負担金の支払請求をしていた。

上記文書には、1. 防犯灯の本数、蛍光灯〇〇基、水銀灯〇〇基、2. 電

電気料金支払額として支払済みの年月を特定して消費税込みの既払金額が明記され、さらに「この電気料は居住者からの共益費により支払っております。」と明記されていた。(乙9、乙25の1ないし乙26の6)

ウ 原告は、被告らの各銀行口座に負担金を送金した。

5 (9) 平成18年協定の更新

ア 本件協定1は、毎年4月1日に自動更新された。

イ 本件協定2は、以下のとおり自動更新又は変更された。

- ① 平成19年4月1日に自動更新
- ② 平成19年7月1日に対象となる防犯灯の範囲を変更(甲10)
- ③ 平成20年から平成23年まで毎年4月1日に自動更新
- ④ 平成23年10月1日に対象となる防犯灯の範囲を変更(甲11)
- ⑤ 平成24年4月1日に自動更新
- ⑥ 平成25年4月1日に対象となる防犯灯の範囲を変更(甲12)
- ⑦ 平成26年以降、毎年4月1日に自動更新

10 15 (10) 原告の支払

ア 原告は、本件協定1及び自動更新された各協定に基づき、平成18年7月13日から平成28年1月7日までの間において、被告鶴が台に対し、別表1「支払日」欄記載の各日に、同表「支払期日」欄の各金額を支払った(甲6の1ないし甲8の10)。

イ 原告は、本件協定2及び自動更新又は変更された各協定(以下、本件協定1及び自動更新された各協定、本件協定2及び自動更新又は変更された各協定を併せて「本件各協定」という。また、本件各協定に係る書面を「本件各協定書」という。)に基づき、平成18年7月13日から平成28年1月7日までの間において、被告浜見平に対し、別表2「支払日」欄記載の各日に、同表「支払期日」欄の各金額を支払った(甲8の1ないし10、甲13の1ないし甲14の21)。

(11) 防犯灯の電気料金の支払

被告らが維持管理する防犯灯の電気料金については、URが電力会社に支払っていた。

(12) 被告らの負担金の処理

原告からの負担金は、被告らの一般会計に算入され、自治会活動の資金となっていた。

(13) 本件訴訟提起の経緯

ア 茅ヶ崎市議会議員2名は、平成28年4月24日、被告鶴が台の第49回定期総会に出席した。

イ 定期総会において、交付された防犯灯負担金は自治会の一般会計に算入されていることが説明された（乙1）。

ウ 上記アの市議会議員2名は、原告の安全対策課に対し「防犯灯負担金が電気料金に充てられていない。」として情報提供した（乙7）。

エ 原告は、被告らからのヒアリングを経て、「電気料金は全住民からの共益費によりURが支払っており、原告からの防犯灯負担金は電気料金に充てられない事実が判明した。」と表明した。

原告は、「市としては、公金を使って支払っている以上、本来の目的以外の使い方であれば、過去に遡ってでも是正しなければならないと考えており、返還は求めざるを得ない状況です。このことから、協議の中では、市は過去10年間分の返還を求めるものとして繰り返し主張してまいりました。一方、自治会側は間違ったことはしていないので返還する必要はないとの主張で、話し合いは平行線の状態が続いておりました。このままの状態では今後も解決が見込めない状況ですので、訴訟手続きを進めることとなったものです。」と表明した。（乙10）

なお、原告は、平成29年3月29日、URとの間で、鶴が台団地内及び浜見平団地内に存する防犯灯に係る電気料金について、協定書を締結し、平

成30年度以降、直接URに対し、防火灯電気料金に使途を限定した補助を行っている（甲20及び21の各1、2、甲24の1、2）。

オ 原告は、平成31年3月28日、本訴を提起した。

原告は、本件訴状をもって、原告主張の負担付贈与契約を被告らの債務不履行により解除する旨の意思表示をした。本件訴状は、平成31年4月19日、被告方に送達された。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 本件各協定は、各被告に、原告から交付を受けた負担金を電気料金に充当すべき義務を負わせたものか（負担付贈与の成否。争点1）。

10 (原告の主張)

本件各協定に基づき各被告に支払った金員は、地方自治法232条の2に基づき、防犯灯の電気料金に使途を限定した補助金として交付したものであり、その法的性質は、防犯灯の電気料金に充当すべき債務の負担の付いた贈与である。

15 負担付贈与が成立したといえる理由は次のとおりである。

ア 本件各協定書1条は、原告が別紙位置図に定める防犯灯の電気料金を負担すると定め、6条は、原告が電気料金を各被告に支払うと規定している。

イ 防犯灯電気料金負担金の額は、本件各協定書別表2の基準のとおり、電力会社における電気料金単価の変動等によって変動しうるものである。

ウ 各被告の原告に対する請求書には、「防犯灯電気料として、下記のとおり請求いたします。」と明記されている。

エ 各被告の原告に対する報告書には、「防犯灯電気料金の収支実績を、次のとおり報告します。」と明記され、支出の部には「防犯灯電気料金（上半期）」、「防犯灯電気料金（下半期）」として、支出金額が記載されている。

オ 原告の各被告に対する防犯灯電気料金負担金の交付は、公金の支出として、地方自治法232条の2の規律を受けるところ、その法的性質は負担付贈与

と解されている。

カ 原告との間で、本件各協定書と基本的に同内容の「防犯灯維持管理に係る協定書」を締結した4つの自治会は、負担付贈与と理解して、実際に電力会社に対して防犯灯の電気料金を支払っている管理組合等に対し、原告から防犯灯電気料金負担金として交付された電気料金相当額を支払ってきたものである（そのほか、1つの自治会は、被告らと同様、防犯灯電気料金負担金を自らの活動資金として使用していたが、非を認めて、過去分に遡って管理組合に対して電気料金相当額の支払をした。）。

（被告らの主張）

否認する。本件各協定は、被告らの負担付きではない贈与として、又は、平常の維持管理を含む防犯灯の維持管理という原告固有の業務を被告らに負担させる趣旨の業務委託契約として有効に成立している。

このような契約とされた理由は、被告らが防犯灯の平常の維持管理業務を行っていたこと、自治会に団地住民が負担している電気料金相当分についての償還・還元を行わせることが合理的であると考えられたことにある。

原告の主張は次のとおり失当である。

ア 原告の主張アに対して、本件各協定書の記載内容は認めるが、原告主張の債務負担の申込みや被告らの承諾を意味しない。

イ 原告の主張イに対して、防犯灯電気料金負担の額が変動しうるものであることは原告主張の債務負担の申込みや被告らの債務負担の承諾を推認させない。

ウ 原告の主張ウに対して、請求書の記載内容は、支払先を特定したもので、原告主張の債務負担の申込みや被告らの債務負担の承諾を意味しない。

エ 原告の主張エに対して、記載内容は認めるが、原告主張の債務負担の申込みや被告らの債務負担の承諾を推認させない。

オ 原告の主張オに対して、法的性質論から原告主張の債務負担の申込みや被

告らの債務負担の承諾は推認されない。

カ 原告の主張カに対して、知らない。なお、遡及的に支払った1自治会については、過去の電気料相当額が少ないと、自治会と管理組合が同視できる組織であったなど本件と異なる事情がある。

5 (2) 被告らは債務を履行したか（債務の履行の有無。争点2）。

(被告らの主張)

仮に原告主張の負担付贈与が認められたとしても、被告らの自治会の会員が、被告らの履行補助者としてURに対して電気料金を支払っており債務を履行したといえる。

10 そのように解さないと、URは、被告らの団地の入居者全員から共益費の全額を徴収することができなくなるし、原告は電気料金実費全額を被告らに交付していないので、不足分は入居者全員から徴収しなければならないこととなり、事務が煩雑となる。

(原告の主張)

15 否認ないし争う。

(3) 原告の解除権の行使は信義則に反するか（解除権の信義則違反該当性。争点3）。

(被告らの主張)

原告は、被告らが補助金をURに対して直接支払っていないことを知っていたにもかかわらず、本件各協定違反を主張して解除権を行使している。このことは信義則に反する。

(原告の主張)

争う。

(4) 原告から各被告に対する金銭の交付に法律上の原因がないか（法律上の原因の有無。争点4）。

(原告の主張)

仮に、各被告に負担付贈与について承諾の意思が認められないのであれば、本件各協定は意思の合致しないものとなり、金銭交付の法律上の原因はなかつたこととなる。

(被告らの主張)

否認する。本件各協定は、原告主張の負担を除いて有効に成立している。仮に負担を考えるとすれば、平常の維持管理を含む防犯灯の維持管理という原告固有の業務を被告方に負担させる趣旨の業務委託契約として有効に成立している。したがって、金銭交付に法律上の原因がなかったとはいえない。

(5) 原告の請求は権利濫用又は信義則違反に当たるか（権利濫用又は信義則違反の有無。争点5）。

(被告らの主張)

仮に、原告の請求が成り立つとしても、以下の事情を考慮すれば、原告の請求は、権利の濫用又は信義則違反により許されない。

ア 防犯灯事業は原告固有の事業であり、その維持管理も本来原告が担うべきものである。被告らは、電気料補助金の交付を受けるとともに、原告が担うべき防犯灯の日常の維持管理業務を長年にわたり行ってきた。

にもかかわらず、本訴請求によってその補助金を返還することになれば、原告は、防犯灯の維持管理業務の負担を免れるという利益のみ得ることとなる。さらに、原告は、本来、防犯灯電気料全額を負担すべき立場にあるにもかかわらず、団地住民の共益費からの支払によってその義務を免れており、電気料相当額について不当な利得を得ることになり、不公平な結果を招くといわざるを得ない。

イ 原告は、補助金相当額がURに交付されることを補助金制度なり本件各協定の本旨と考えていたのであれば、補助金相当額をそのままURに交付すべき旨を本件各協定に明確に記載すべきであり、容易にできたはずであるが、それを怠った。補助金申請の手続の際に、URが、被告から補助金相当額

を受け取った旨の領収書等を必要書類として求めるべきであるし、それも容易にできたはずであるが、それすらしなかつた。そのために、被告らにとつては不意打ちの請求となつたものであり手続的にも極めて不公正である。

ウ 請求金額は極めて多額で、被告らの一般会計では到底賄える金額ではなく、災害時等対策積立金など使途を限定された特別会計を大幅に取り崩さなければ支払うことができない。本訴請求は、被告らの活動やその存続自体を危機的状況に陥らせるものであり、団地住民の利益を害する極めて不合理な請求である。

エ 原告の請求は、そもそも、団地住民がURに共益費を支払い、URがその共益費で電力会社に電気料金を支払う、その後に原告が被告らに対して補助金を支払うという時系列的関係を原告が全く知らないか、あるいは本件各協定締結によりその支払の段取りが変更されたと認識していた場合でなければ成り立たない。

しかし、上記支払の時系列的関係は、本件各協定締結以降も含め補助金時代から数十年にわたって全く変わっていない。仮に、原告が上記認識に至っていたとしても、その認識にまともな根拠はなく、著しい過失がある。他方で、被告らは、原告がそのような認識に立っていると考える余地も機会もなかつた。そうすれば、専ら原告の過失により膨らんだ請求金額を被告らに請求することはあまりに理不尽・不合理である。

(原告の主張)

被告らの主張は以下のとおり失当である。

ア 被告らの主張アに対して、そもそも原告は、URが所有する防犯灯の維持管理業務について負担しているものではないし、防犯灯電気料金全額を負担すべき義務も存しないものである。

イ、被告らの主張イに対して、原告と被告らとの間の本件各協定書1条には、原告は、「防犯灯の電気料金を負担する。」として、補助金の使途を明確に定

めているものであるし、被告らが原告に提出してきたものが、URが被告宛てに発行した防犯灯電気料支払済み証明書であったことからしても、手続に適正さを欠いていたということはない。電気料金に使途を限定した補助金が交付され続けることになった7自治会のうち4自治会が、実際に電力会社に対して電気料金を負担している管理組合等に対し、原告から支払われた補助金を支払ってきていることに鑑みれば、むしろ、被告らは、防犯灯電気料金補助金が防犯灯の電気料金に使途が限定されていることを十分認識しながら、これを被告らの活動資金として使用してきたものと解される。したがって、仮に、被告らが、原告が返還請求訴訟を提起してくることはないと安易に考えていましたとしても、そのような認識を保護すべき理由はない。

ウ 被告らの主張ウに対して、請求額が多額となったのは、被告らが漫然と長期にわたって不当な利益を得ていたためであり、また、請求額が被告らの支払能力を超えるものであったとしても、そのことが原告の請求について権利濫用・信義則違反の理由となるものではない。

エ 被告らの主張エに対して、原告が、被告らに対して交付した補助金が防犯灯電気料金に充当されず、被告らが自治会活動の資金として費消してきたことを知ったのは、平成28年に至ってからである。URの発行した証明書に「この電気料は、居住者からの共益費により支払っております。」との記載の意味が何を意味するのか十分な認識・理解を有していなかつたことは事実である。しかし、上記証明書は、URが被告ら宛てに発行したものであること（被告らが防犯灯電気料金相当額を支払っていないのだとしたら、証明書を発行する理由はないはずである。）、仮に、防犯灯電気料金が一旦居住者の共益費から支払われたとしても、その後に被告らからURに対して防犯灯電気料金相当額を支払うことは何ら矛盾しないことからすれば、原告において、上記記載が何を意味するのかということについて十分な認識・理解を有していないなかつたとしても、過失と評価されるようなものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（負担付贈与の成否）について

(1) 原告は、被告らに対して負担金を電気料金に充当すべき義務を負わせており、このことを被告らは承諾したと主張する。

しかしながら、原告主張の負担内容の申込みも、これに対する被告らの承諾の意思表示のいずれについても、明示的にも黙示的にも認めるに足りる証拠はないので、上記原告の主張は認められない。

前提事実及び証拠（乙11ないし13、被告鶴が台代表者）によれば、鶴が台団地及び浜見平団地の住民は、被告らへの加入の有無にかかわらず、防犯灯設置の当初から補助金の交付を受ける前に公団に対して共益費として電気料金等を支払っていたこと、補助金の交付に際し、上記住民の公団に対する共益費としての電気料金等の支払が問題視されたことがないこと（原告の主張に従えば、補助金の交付に際し、直ちに住民は共益費の支払を止め、被告らが直接公団に対して電気料金等の支払を開始しなければならないが、そのような事務の変更が検討対象となった証拠はない。）、被告らに対する補助金開始の当初から平成28年に問題視されるまでの約50年間、原告から補助金ないし交付金の使途が問題にされたことがなかったこと、同期間中、平成8年及び平成18年に見直しがあったものの、その際にも補助金の使途が確認されたり変更が求められたりされたことがなかったこと、鶴が台及び浜見平の団地の住民が公団やURに対して共益費として電気料金等を支払っていることや、被告らが補助金ないし交付金を一般会計に組み入れられていることは秘匿できる事項ではないこと、UR作成の証明書（乙9、乙25の1ないし乙26の6）のとおり、原告に対して電気料金の支払は居住者からの共益費により行われていることが報告されていたことがそれぞれ認められる。

以上を前提にすれば、原告が補助金交付の当初から原告主張の債務の負担を被告らに求め、これに被告らが応じていたと認めるることは困難である。

(2) 原告の主張は次のとおり採用できない。

ア 原告は、本件各協定書の記載をもって原告主張の債務負担の成立が認められるとして主張する。

しかし、証拠（乙12、被告鶴が台代表者・3頁）によれば、本件各協定は、従前の被告らの債務の負担を変更するものではないことを前提とするものと認められるから、本件各協定書の記載内容は、被告らの債務を変更しないものとして解釈する必要がある。本件各協定前において、原告及び被告らの間において、被告らの債務の履行がないことが問題視されたことはないため、本件各協定書の記載内容は、被告らが原告主張の債務を負担しないことを前提にして解釈するのが自然かつ合理的である。これを前提にして本件各協定書を解釈すれば、本件各協定は被告ら自身が電気料金を支払うことを求めたものではなく、被告らの団地住民による支払をもって被告らの支払と同視することを許容したものと解釈できる。

したがって、原告主張の本件各協定書の文言の存在を踏まえても、被告ら自身の債務負担の承諾の意思表示は認められない。

イ 原告は、被告らが原告に対し、防犯灯電気料として請求していることや、防犯灯電気料金として支出したことを報告していることをもって、被告ら自身の債務負担の承諾の意思があったと主張する。

証拠（甲6の1ないし18、甲13の1ないし19、甲22、23）によれば、被告らが、防犯灯電気料として請求していることや、防犯灯電気料金の収支実績を報告したことが認められる。

しかし、上記請求や報告は、被告ら自身の債務負担を認めるものではなく、被告らの団地住民の支払と被告らの支払を同視して、URの証明書に基づき、電気料金の額を請求し報告したものと解される。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

ウ 原告は地方自治法232条の2が負担付贈与と解釈されていることを根

拠にして、本件各協定は原告主張の負担付きと解釈されなければならないと主張する。

しかし、地方自治法232条の2は補助金交付ができることを定めたにすぎない。同規定やその解釈論をもって、金銭の交付先に対して、何らの証拠もなく、債務負担の申込みやその承諾の意思の事実を認定することは困難である。のみならず、本件に照らしていえば、負担の内容を、被告らと同視できるその住民らによる電気料金の支払と解すれば足りることとなる。

したがって、原告の主張は、本件各協定を原告主張の債務の負担付きであると解する根拠とはならない。

エ 原告は、4つの自治会では、原告主張の負担付贈与であると理解していたと主張し、その主張に沿う証拠（甲25ないし29）を提出する。

しかし、原告の主張によれば、平成8年や平成18年に新たに負担付きに変更したというものではないというのであるから、原告指摘の4自治会は、補助金交付の当初から負担付きであるとの説明を受けてこれに応じていたことがうかがわれる。その点で被告らとは事情を異にする。また、他の自治会の理解をもって、被告らの承諾を認めるのは困難である。

オ その余の原告の主張は、結論を左右するものでないか、認めるに足りる証拠がないので採用できない。

2 争点(2)（債務の履行の有無）及び同(3)（解除権の信義則違反該当性）について
20 判断することを要しない。

3 争点(4)（法律上の原因の有無）について

(1) 上記1で検討したところを前提にすれば、本件各協定は、原告主張の被告らの債務負担の合意を除けば有効に成立していると認められる。

したがって、被告らの交付金の受領に法律上の原因がないとは認められない。

(2) 原告の主張は次のとおり採用できない。

ア 原告は、原告主張の被告らの債務負担の申込みをしたことを前提に、意思

の合致が成立していないと主張する。

しかし、原告が原告主張の被告らの債務負担の申込みをしたことを認めるに足りる証拠はないので、主張は採用できない。

イ 原告は、何らの負担もなく被告らに対して贈与することは地方自治法23条の2の規定に反するものでありえないと主張する。

しかし、被告らの団地住民が電気料金を負担していることを踏まえれば、被告らに対して補助金を交付することが直ちに地方自治法232条の2の規定に違反するものとは言い難い。また、原告の支出が違法であるかどうかという法律問題と、贈与契約が成立するかどうかという事実認定の問題は、次元を異にするので、原告の主張を踏まえても、結論は左右されない。

4 爭点(5) (権利濫用又は信義則違反の有無)について

上記のとおりであり判断することを要しない。

5 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がない。

横浜地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

小 西 洋

裁判官

北 村 久 美

裁判官

金 井 優 憲

別表 1 (鶴が台団地自治会分)

支払日	支払金額
平成18年7月13日	47万8104円
平成18年12月21日	47万2452円
平成19年7月12日	44万6760円
平成19年12月17日	50万8596円
平成20年8月8日	48万756円
平成21年1月5日	49万6908円
平成21年8月6日	52万8024円
平成22年1月21日	41万148円
平成22年8月19日	38万112円
平成23年2月21日	45万円
平成23年9月22日	39万6660円
平成24年2月9日	50万2896円
平成24年10月26日	50万9004円
平成25年1月28日	60万1632円
平成25年11月12日	59万28円
平成26年2月18日	65万6196円
平成26年9月19日	68万8500円
平成27年1月20日	68万5620円
平成27年8月27日	69万4728円
平成28年1月7日	54万5484円
合 計	1052万2608円

別表2 (浜見平団地自治会分)

支払日	支払金額
平成18年7月13日	47万9298円
平成18年12月18日	46万8822円
平成19年7月12日	22万4574円
平成19年9月20日	18万8052円
平成19年12月17日	42万8532円
平成20年8月8日	40万5954円
平成21年1月5日	42万462円
平成21年8月6日	44万7534円
平成22年1月21日	34万3926円
平成22年8月19日	32万2206円
平成23年2月17日	37万8972円
平成23年9月22日	33万6096円
平成24年1月26日	40万116円
平成24年10月26日	40万5144円
平成25年1月8日	48万1470円
平成25年11月14日	38万5530円
平成26年2月18日	43万1082円
平成26年9月19日	45万2724円
平成27年1月20日	45万864円
平成27年8月27日	45万7134円
平成28年1月7日	35万4144円
合 計	826万2636円

これは正本である。

令和4年4月8日

横浜地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

田中 美貴

令和4年第3回市議会定例会議案書

23頁

総務費

20 市有財産管理経費

47,630千円

(事業の概要)

仮設庁舎跡地活用事業において、基礎工事中の敷地から当初想定されなかった地中障害物が発生したことから、事業用定期借地権設定契約第6条に基づき、当該地中障害物の処理及び処分に係る費用を負担するものです。

(単位：千円)

節及び細節	予算額	主な内容
19 負担金補助及び交付金	47,630	
01 負担金	47,630	地中障害物の処理及び処分
合 計	47,630	

■ 負担金の内訳について

	(税別)	(税込)
東横イン地中障害処理等に係る見積 A	45,467,780 円	50,014,558 円
内 处理に係る費用	39,552,959 円	43,508,255 円
販 処分・運搬等に係る費用	5,914,821 円	6,506,303 円
Aのうち当初想定された費用 B	2,149,062 円	2,363,968 円
Aのうち当初想定されなかった費用 A - B = C	43,318,718 円	47,650,590 円
東横イン請求費用 D	43,300,000 円	47,630,000 円

※1 表中のB（Aのうち当初想定された費用）につきましては、当初想定された浄化槽の位置に東横インホテルの杭を打ち込む個所の処理等に係る費用となります。

※2 東横インの見積単価の内容については、一部について市場単価と比較し適正と判断いたしました。

■ 地中障害物について

本工事の着手時点で旧市役所の図面から想定された地中障害物として、旧市役所本庁舎浄化槽が地下部に存在しており、その処理及び処分に係る経費については本負担金の対象とならないことから除外しています。

想定された地中障害物以外に、ホテル棟杭工事や地下掘削工事で発生した地中障害物の存在については、管理上引き継がれていないため過去の図面等から推測することが出来ませんでした。

旧市役所本庁舎の建設以前は旧市立病院があり、この建築物を解体して旧市役所本庁舎の駐車場として昭和49年に供用開始されました。このことから当該地中障害物は旧市立病院の基礎等が想定されます。

地盤安定の視点から地中への基礎の一部残置及び粒度調整後に埋め戻しを行ったものと推測され、施工当時の法令に照らし、問題なく行われたと考えられます。

令和4年第3回市議会定例会議案書

23頁

総務費

190 新型コロナウイルス感染症対策事業費
(うち、補償補填及び賠償金)

4,521千円

(3,343千円)

(事業の概要)

本事業のうち補償補填及び賠償金については、令和3年度のまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の発令に伴う施設利用者への利用料金還付等について、市民文化会館の指定管理者に対して補償補填を行うものです。

なお、補償額については、本市の新型コロナウイルス感染防止対策に係る公の施設の対応方針に基づき算出しています。

(単位：千円)

節及び細節	予算額	主な内容
22 補償補填及び賠償金	3,343	
01 補 償 补 填	3,343	施設利用者への還付に係る補償 1,709 利用料金収入等の減少に係る補償 1,634
合 計	3,343	

令和4年第3回市議会定例会議案書

25頁

2 総務費

40 新型コロナウイルス感染症対策事業費

01 新型コロナウイルス感染症対策事業費

171, 194千円

(事業の概要)

避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止用品等を購入するため、消耗品、備品購入費等を増額するものです。

配備する避難所の内訳

避難所	数
指定避難所（公立小中学校32）	32校
2次避難所等（市施設（9）、県施設（6）協定締結先企業等（7））	22か所

内訳

節及び細節	予算額（千円）	主な内容
11 需用費	107,821	
01 消耗品費	107,792	<ul style="list-style-type: none">○ ワンタッチパーテーション 数量 630 張○ 多目的ベッド 数量 670 台○ 折り畳み簡易ベッド 数量 2,160 台○ N95マスク（50枚入） 数量 143 箱○ 非接触式検温計付き手指消毒用スタンド式オートディスペンサー 数量 89 台○ 折り畳みマット 数量 10,900 枚

		<input type="radio"/> デジタル簡易無線機 数量 220 台
		<input type="radio"/> ポータブルトイレ用手すり 数量 120 台
		<input type="radio"/> ユニバーサルテント 数量 120 張
		<input type="radio"/> エアーマット(20枚入) 数量 8 箱
		<input type="radio"/> 大型扇風機 数量 12 台
		<input type="radio"/> スタンド式扇風機 数量 15 台
		<input type="radio"/> コードリール 数量 15 個
02 燃料費	1 7	<input type="radio"/> 搬送用経費
05 光熱水費	1 2	<input type="radio"/> 防災倉庫電気代
12 役務費	3 8 9	
03 手数料	3 8 9	<input type="radio"/> 簡易無線機登録手数料
18 備品購入費	6 2 , 8 9 6	
01 備品購入費	6 2 , 8 9 6	<input type="radio"/> 防災倉庫 数量 45 基
		<input type="radio"/> スポットクーラー [?] 数量 172 台
		<input type="radio"/> 自動ラップ式トイレ式 数量 40 式
		<input type="radio"/> 大容量 UPS 電源装置 数量 15 台
19 負担金補助及び 交付金	8 8	
01 負担金	8 8	<input type="radio"/> 簡易無線機電波利用料 数量 220 局
合 計	1 7 1 , 1 9 4	

令和4年第3回市議会定例会議案書

27頁

総務費

60 新型コロナウイルス感染症対策事業費

21,299千円

(事業の概要)

本事業の補填については、令和3年度の新型コロナウイルスのまん延状況等を踏まえ、事業継続の必要性（減収によって施設運営上、大きな支障が発生することが想定される）及び契約の特殊性（利用料金制で運営し、黒字分について全額を市へ納付させている）により自転車駐車場及び東海岸南自動車駐車場の指定管理者であるシルバー人材センターに対し所要額の補償補填を行うものです。

補填については、本市の新型コロナウイルス感染防止対策に係る公の施設の対応方針の考え方を踏まえ補填することを決め、シルバー人材センターに対し決算事業報告書を基にヒアリングを行ったうえで、今回の補填額が最低限必要な額であることの確認し補填額を決定しています。

(単位：千円)

(単位：円)

節及び細節	予算額	主な内容
22 補償補填及び賠償金	21,299	
01 補償補填	21,299	令和3年度分自転車駐車場運営費補填金 19,564,114 令和3年度分自動車駐車場運営費補填金 1,734,460 (うち、市閉鎖要請による補填額 1,366,401)
合計	21,299	

令和4年第3回市議会定例会議案書

31頁

農林水産業費

70 新型コロナウィルス感染症対策事業費

29, 250千円

(事業の概要)

新型コロナウィルス感染症に関連し、原油価格・物価高騰対策として農業者に対し、農業水産事業者支援事業給付金を交付するものです。

(単位：千円)

節及び細節	支出額	主な内容
19 負担金補助及び交付金	29, 250	
02 補助金及び交付金		農業水産事業者支援事業給付金
合 計	29, 250	

(事業の内容)

1 対象者 農業者

2 支給額 畜産業飼料価格対策 18, 000千円

(前年飼料購入費の15% 上限3, 000千円)

各畜産農業者が申請し支給の見込み

農業用施設燃料価格対策 8, 250千円

(250千円×33農業者)

生産者団体毎に申請し支給の見込み

農業用肥料価格対策 3, 000千円

(前年の肥料売上高の10%)

生産者団体毎に申請し支給の見込み

令和4年第3回市議会定例会議案書

31頁

農林水産業費

30 新型コロナウィルス感染症対策事業費

7,043千円

(事業の概要)

新型コロナウィルス感染症に関連し、原油価格・物価高騰対策として、漁業者に対し農業水産事業者支援事業給付金を交付するものです。

(単位：千円)

節及び細節	支出額	主な内容
19 負担金補助及び交付金	7,043	
02 補助金及び交付金		農業水産事業者支援事業給付金
合 計	7,043	

(事業の内容)

1 対象者 漁業者（漁船所有の事業者に交付）

2 支給額 平成31年の原油価格の平均値と令和4年5月の原油価格を比較し高騰分を算出。3年間の平均燃料使用量に対して高騰分を補助する。

ただし、1事業者の上限は1,000千円とする。

44.4円/ℓ×3年間の平均年間燃料使用量=支給額

令和4年第3回市議会定例会議案書

31頁

土木費

40 道路照明灯等関係経費

6,621千円

(事業の概要)

原油価格の高騰による電気料金の上昇に伴い、光熱水費に係る経費を増額するものです。

(単位：千円)

節及び細節	予算額	主な内容
11 需用費	6,621	
05 光熱水費	6,621	道路照明灯等の交通安全施設維持に係る電気料金の上昇に伴う経費
合 計	6,621	

令和4年第3回市議会定例会議案書

31頁

土木費

140 新型コロナウイルス感染症対策事業費 1, 595千円
(うち都市政策課所管分 △5,434千円)

(事業の概要)

公共交通事業者に対し、コロナ禍における燃料価格高騰の影響を軽減するため、燃料価格上昇分の一部を補助することで、公共交通の運行継続を支援し、市民活動と地域経済の活性化に資することを目的とするものです。

今回は、神奈川県が同趣旨の補助を行うこととしたため、神奈川県が補助する金額を控除するため、予算を減額するものです。

(単位：千円)

節及び細節	予算額	主な内容
19 負担金補助及び交付金	△5,434	
02 補助金及び交付金（除03～07）	△5,434	神奈川県所管の「地域公共交通事業者への燃料価格高騰に対する支援」補助制度創設に伴う市補助対象額の減額 ①バス △35千円／台×86台 =△3,010千円 ②タクシー △12千円／台×202台 =△2,424千円
合計	△5,434	

令和4年第3回市議会定例会議案書

31頁

土木費

140 新型コロナウイルス感染症対策事業費 1,595千円
(内 道路管理課所管分 7,029千円)

(事業の概要)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対策として、非対面サービスを推進するため、市道の舗装構成図や道路掘削規制図を窓口システムへ取り込むための委託料を増額するものです。

(単位：千円)

節及び細節	予算額	主な内容
13 委託料	7,029	舗装構成台帳等非対面型環境構築委託
合 計	7,029	

令和4年第3回市議会定例会議案書

31頁

土木費

40 新国道線街路事業費

3,944千円

(事業の概要)

今回の補正予算は、新国道線街路事業に位置付けられている県道丸子中山茅ヶ崎線から市道0210号線（通称：梅田通り）までの470m区間について、飯島橋を含めた道路や橋りょうの予備設計や測量、地質調査業務を行うものです。

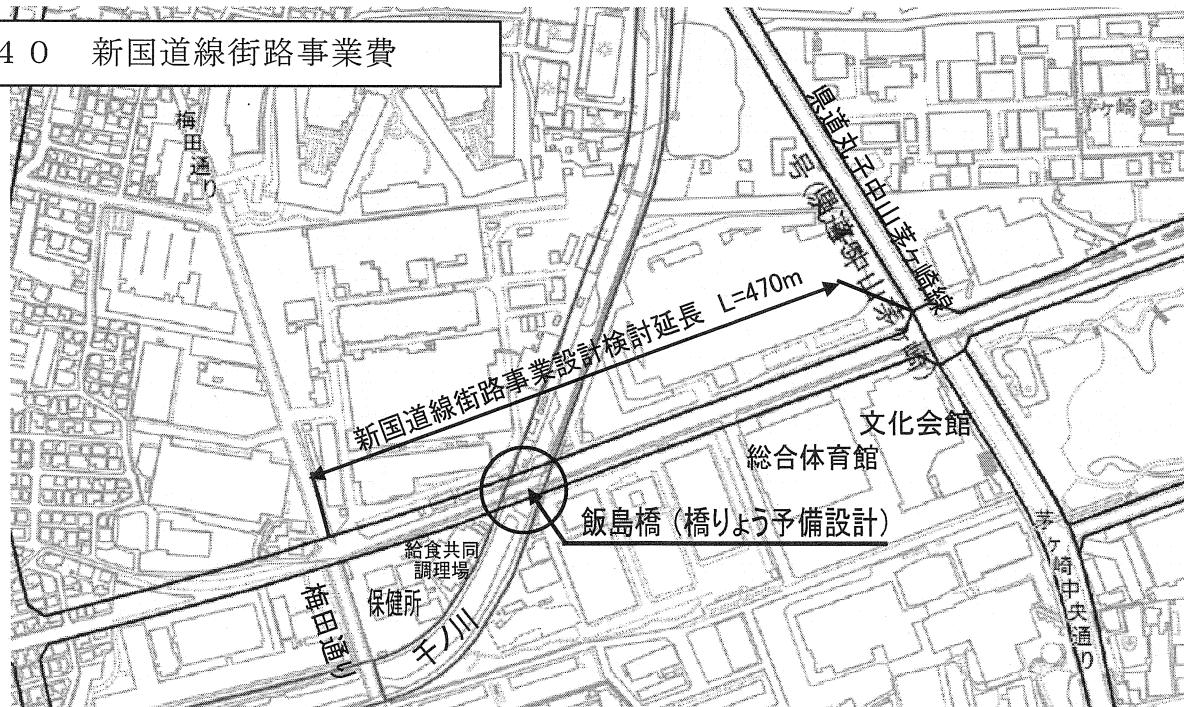
新国道線の当該区間については、千ノ川整備事業や給食共同調理場に接することから将来計画に併せ、擁壁などの付帯施設を含めた道路や橋りょうの整備方針を決定するため検討を行うものです。

橋りょう予備設計の契約期間が令和5年度にまたがるために債務負担行為を設定するものです。令和4年度は、地質調査を行うものです。

(単位：千円)

節及び細節	予算額	主な内容
13 委託料	3,944	地質調査 土質ボーリングN=1箇所
合 計	3,944	

40 新国道線街路事業費



令和4年第3回市議会定例会議案書

31頁

土木費

10 公園緑地等管理運営経費

2,984千円

(事業の概要)

原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するものです。

(単位：千円)

節及び細節	予算額	主な内容
11 需用費	2,984	
05 光熱水費	2,984	電気料金 2,984
合計	2,984	

20 市営プール管理運営経費

1,242千円

(事業の概要)

原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するものです。

(単位：千円)

節及び細節	予算額	主な内容
11 需用費	1,242	
05 光熱水費	1,242	電気料金 483 水道料金 759
合計	1,242	

